

# 産学官連携共同研究施設利用要領

制定 平成18年7月1日 18要領第48号

(15要領第47号の全部改正)

最終改正 平成28年3月31日 27要領第191号 一部改正

## (趣旨)

**第1条** この要領は、国立研究開発法人産業技術総合研究所スペース管理規程（27規程第112号。以下「規程」という。）第9第4項の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）産学官連携共同研究施設の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (産学官連携共同研究施設)

**第2条** 規程第9条第2項に規定する産学官連携共同研究施設を置くことができる建物は、別表のとおりとする。

2 スペース利活用推進委員会は、規程第9条第3項の規定により、産学官連携共同研究施設を指定する。

## (産学官連携共同研究施設の管理運営に係る事務)

**第3条** 規程第10条第2項の規定により産学官連携共同研究施設統括責任者（以下「統括責任者」という。）が行う産学官連携共同研究施設の管理運営に係る事務は、イノベーション推進本部地域連携推進部が行う。

## (産学官連携共同研究施設運営責任者)

**第4条** 産学官連携共同研究施設に、産学官連携共同施設運営責任者（以下「運営責任者」という。）を置き、当該産学官連携共同研究施設が置かれる事業所等を管轄する産学官連携推進室長（つくばセンターにあっては、関東地域連携室長。）をもって充てる。

2 運営責任者は、産学官連携共同研究施設を適切に管理し、及び効率的に運用するよう努めなければならない。

## (利用基準)

**第5条** 産学官連携共同研究施設は、国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）第11条第1項に定める業務のいずれかに該当し、経済産業大臣から認可を受けた中長期計画の範囲の研究であり、かつ、利用者が次に掲げるいずれかに該当する場合に限り利用できる。

- 一 国立研究開発法人産業技術総合研究所ベンチャー技術移転促進措置実施規程（16規程第48号）第8条の規定により研究所の施設等の使用の許可を受けたベンチャー企業であるとき。
- 二 国立研究開発法人産業技術総合研究所共同研究規程（13規程第22号）により共同研究を行う者であるとき。
- 三 国立研究開発法人産業技術総合研究所受託研究規程（13規程第21号）により受託研究を行う者であるとき。
- 四 ベンチャー開発・技術移転センターが設置したスタートアップ開発戦略タスクフォース（以下

「タスクフォース」という。)であるとき。

五 運営責任者が特に必要と認める者であるとき。

(産学官連携共同研究施設利用審査委員会)

**第6条** 別表の左欄に掲げる事業所等に、産学官連携共同研究施設利用審査委員会（以下「審査委員会」

という。）を置く。

2 審査委員会は、運営責任者の諮問に応じ、当該事業所等にある産学官連携共同研究施設の運営等について審議し、及びその利用の適否について審査する。

(審査委員会の組織)

**第7条** 審査委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 審査委員会に、副委員長を置くことができる。

3 委員長は、産学官連携共同研究施設が置かれる事業所等の所長（つくばセンターにあっては、地域連携推進部長）をもって充てる。

4 副委員長及び委員は、委員長が指名する者又は理事長が委嘱する者とする。

5 委員長は、審査委員会の会務を総理する。

6 委員長に事故があるときは、副委員長又はあらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(審査委員会の運営)

**第8条** 審査委員会は、理事長から諮問があったときに又は必要に応じて、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

3 委員長は、審査委員会を開催する必要がないと認めるときは、審議案件について委員の意見を聴くことにより、審議案件の可否を決することができる。

4 この要領に定めるもののほか、審査委員会の議事の手続その他審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って決める。

(審査委員会の事務)

**第9条** 審査委員会の事務は、別表の左欄に掲げる事業所等を管轄する産学官連携推進室（つくばセンターにあっては、関東地域連携室。）が行う。

(利用の申込み)

**第10条** 産学官連携共同研究施設の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、産学官連携共同研究施設利用申込書（別紙様式第1。以下「申込書」という。）を研究所に提出しなければならない。

(利用の決定等)

**第11条** 理事長は、前条の申込書の提出があったときは、当該事業所等に置かれる審査委員会に諮問する。

2 理事長は、審査委員会が産学官連携共同研究施設の利用を可とする答申をしたときは、利用を希望するスペースを管理する事業所等の事業所等スペース委員会に諮問する。

3 理事長は、事業所等スペース委員会がスペースの配分等を可とする答申をしたときは、産学官連携共同研究施設の利用を許可することができる。

- 4 理事長は、前項の許可に基づき運営責任者に命じ、利用を希望するスペースを管理する事業所等の事業所等スペース委員会に当該スペースの配分等（スペースの配分、配分期間の変更及び利用形態の変更をいう。）を申請させなければならない。
- 5 理事長は、産学官連携共同研究施設の利用の可否を産学官連携共同研究施設利用通知書（別紙様式第2）により、利用希望者に通知するものとする。ただし、利用を許可しないときは、その理由を添えるものとする。
- 6 前各項に規定する事務は、運営責任者が行う。

（利用期間）

**第12条** 理事長は、前条第3項の規定により産学官連携共同研究施設の利用の許可をする場合は、当該産学官連携共同研究施設の利用期間は、3年を超えない範囲内とする。ただし、運営責任者が特に必要であると認めるときは、この限りでない。

（使用料）

**第13条** 運営責任者は、有形固定資産等管理要領（20要領第3号）に定める使用料について、研究所が支払方法を明らかにした請求書に基づき、使用料を指定した期日までに納めるよう、産学官連携共同研究施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に通知しなければならない。

（目的外使用等）

**第14条** 利用者は、申込書に記した用途以外の目的で、産学官連携共同研究施設を使用してはならない。

- 2 利用者は、第三者に産学官連携共同研究施設を使用させてはならない。

（利用の停止又は許可の取消）

**第15条** 理事長は、利用者が次の各号の一に該当したときは、審査委員会に諮問し、その答申に基づき、産学官連携共同研究施設の利用の停止又は許可の取消しをするものとする。

- 一 前条の規定に違反したとき。
- 二 研究所の定める規程等を遵守しなかったとき。
- 三 利用に必要なスペースを過剰に確保していると認められるとき。

- 2 利用者は、前項の規定により、産学官連携共同研究施設の利用の許可を取り消されたときは、1月以内に当該施設から退去しなければならない。

（利用内容の変更）

**第16条** 利用者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、産学官連携共同施設利用変更申請書（別紙様式第3。以下「変更申請書」という。）を研究所に提出しなければならない。

- 一 第5条に規定する利用基準に関する事項
- 二 申請者
- 三 利用施設の用途
- 四 研究体制
- 五 利用期間
- 六 利用施設の改修
- 七 利用施設の変更

（変更の承認等）

**第17条** 前条の規定により変更申請書が提出された場合における変更の承認等の決定の手続きについて

は、第11条の規定を準用する。この場合において、第11条第5項中「産学官連携共同研究施設利用通知書（別紙様式第2）」とあるのは、「産学官連携共同研究施設利用変更通知書（別紙様式第4）」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により許可された利用内容の変更等に関する費用については、利用者が負担するものとする。

（利用施設の返還）

**第18条** 利用者は、第12条の規定により定められた利用期間の満了前に、利用する産学官連携共同研究施設の返還を行おうとするときは、産学官連携共同施設利用返還申請書（別紙様式第5。以下「返還申請書」という。）を研究所に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、運営責任者は、当該スペースを管理する事業所等の事業所等スペース委員会に返還申請書の写しを提出するものとする。

（返還の承認等）

**第19条** 研究所は、返還申請書の提出があったときは、産学官連携共同研究施設返還承認書（別紙様式第6）により、当該返還を認める旨を利用者に通知する。

（点検整備）

**第20条** 利用者は、研究所が実施する施設の各種点検整備について、協力しなければならない。

（安全管理体制）

**第21条** 利用者は、運営責任者の指示に従い、産学官連携共同研究施設の利用に係る安全管理責任体制を整備しなければならない。

（産学官連携共同研究施設への立入り）

**第22条** 運営責任者及びその指名する者は、産学官連携共同研究施設の安全、衛生、防火、救護その他運営上必要があるときは、利用者の許可なく当該産学官連携共同研究施設に立ち入り、適宜の措置を講ずることができる。

（損害賠償等）

**第23条** 利用者は、利用者の責めに帰すべき理由により産学官連携共同研究施設に損害を与えた場合は、研究所の指定する期日までに補修し、又は金銭により賠償しなければならない。

- 2 利用者が産学官連携共同研究施設利用中に利用者の責めに帰すべき理由により事故を発生させた場合は、利用者の責任とし、研究所は一切の責を負わないものとする。

（原状回復等）

**第24条** 利用者は、第12条の規定により定められた産学官連携共同研究施設の利用期間が満了したとき又は第18条の規定により利用期間満了前に産学官連携共同研究施設の返還が認められたときは、研究所が指定する期日までに原状回復を行った上で、当該産学官連携共同研究施設の引渡しをしなければならない。ただし、研究所と別に契約による定めがある場合においては、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、利用者は、原状回復に係る費用を負担するものとする。

（利用状況の報告）

**第25条** 運営責任者は、四半期ごとに産学官連携共同研究施設の利用状況を統括責任者に報告しなければならない。

- 2 運営責任者は、前項の報告をするときは、地域連携推進部を経由するものとする。

(利活用の促進等)

**第26条** 統括責任者は、産学官連携共同研究施設の利用状況が不十分であると認める場合には、運営責任者に対し、改善をすべき旨の指示をすることができる。

2 統括責任者は、必要があると認めるときは、産学官連携共同研究施設の利用促進を図るために、環境安全本部その他関係部署と協議するものとする。

(雑則)

**第27条** 利用者は、別に定める利用条件及び研究所が定める規程等を遵守するほか、研究所の指示に従わなければならない。

**附 則 (18要領第48号・全部改正)**

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

**附 則 (19要領第18号・一部改正)**

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

**附 則 (22要領第146号・一部改正)**

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

**附 則 (24要領第40号・一部改正)**

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

**附 則 (26要領第2号・一部改正)**

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則 (26規程第71号・一部改正)**

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則 (27要領第5号・一部改正)**

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則 (27要領第136号・一部改正)**

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

**附 則 (27要領第149号・一部改正)**

(施行期日)

**第1条** この要領は、平成27年12月24日から施行する。

(経過措置)

**第2条** この要領の規定による改正前の産学官連携共同研究施設利用要領の規定によりした許可、通知その他の行為は、この要領による改正後の産学官連携共同研究施設利用要領の相当規定に基づいて、運営責任者がした承認、指名その他の行為とみなす。

**附 則 (27要領第191号・一部改正)**

(施行期日)

**第1条** この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

**第2条** この要領の規定による改正前の産学官連携共同研究施設利用要領の規定により運営責任者がし

た許可、通知その他の行為は、この要領による改正後の産学官連携共同研究施設利用要領の相当規定に基づいて、理事長がした許可、通知その他の行為とみなす。

別表

事業所等	建物
北海道センター	北海道産学官連携研究棟
東北センター	東北産学官連携研究棟
つくばセンター	つくば本部・情報技術共同研究棟
中部センター	中部産学官連携研究棟
関西センター	関西産学官連携研究棟
臨海副都心センター	別館バイオ・IT融合研究棟

別紙様式第1

平成 年 月 日

産学官連携共同研究施設利用申込書

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長 ○○ ○○ 殿

申請者 機関名

役職名、代表者名 印

(所内の場合は、研究ユニット名、使用責任者名)

産学官連携共同研究施設利用要領第10条に基づき、下記により産学官連携共同研究施設の利用について申請します。

記

1. 利用希望施設

- (1) 所在地
- (2) センターネーム
- (3) 棟室番号
- (4) 面積

2. 利用施設の用途

3. 利用内容

\*第5条のどの条件で、どの様な技術開発を行うのかを記載する。

4. 研究計画

\*産学官連携共同研究施設を利用して実施する研究の計画やスケジュール等を記載する。

5. 研究体制

\*入居者名簿を添付する。

6. 希望する利用期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

7. 連絡先

住所、担当者、電話、メール等

8. 関係書類

(1) 第5条に係る書類

〔「産総研技術移転ベンチャー」称号付与状の写し、共同研究契約書（案でも可、但し、契約締結後に写しを提出すること）、受託研究契約書（案でも可、但し、契約締結後に写しを提出すること）、タスクフォースであることを判断できる書類〕

(2) その他研究所（所内の場合は、運営責任者）が指定した書類

什器や設備の配置図（許可後に改修を予定している場合は施設改修についても追記のこと）

平成 年 月 日

産学官連携共同研究施設利用通知書

機関名

役職名、代表者名 殿

(所内の場合は、研究ユニット名、使用責任者名)

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長 ○○ ○○

平成 年 月 日付けで申請のあった産学官連携共同研究施設利用申込書の内容について、下記により（許可します）（不許可とします）。

記

(許可する場合)

1. 利用施設

(1) センター名

(2) 棟室番号

2. 利用期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3. その他

(1) 研究所の定める規程等を遵守すること。

(2) 研究所の業務上、運営上の指示に従うこと。

(3) 利用者は善良な管理者の注意義務をもって管理すること。

(4) 利用内容に変更が生じたときは、速やかに変更申請書等を提出すること。

ただし、利用期間を変更する場合は許可期間の満了となる6ヶ月前までに申し出るものとする。

(5) 施設の返還は原状回復の上、利用期間満了日までに行うこと。ただし、研究所と別に定めた場合においては、この限りでない。

(6) 何らかの事情により、研究所（所内の場合は、運営責任者）が産学官連携共同研究施設からの退去を求める場合は、研究所（所内の場合は、運営責任者）は退去日となる日の6ヶ月前までに利用者に知らせるものとする。

(7) 疑義が生じた場合は協議すること。

(不許可とする場合)

1. 不許可とする理由

平成 年 月 日

産学官連携共同研究施設利用変更申請書

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長 ○○ ○○ 殿

申請者 機関名

役職名、代表者名

印

(所内の場合は、研究ユニット名、使用責任者名)

産学官連携共同研究施設利用要領第16条に基づき、下記により産学官連携共同研究施設利用の変更について申請します。

記

1. 利用施設

- (1) センター名
- (2) 棟室番号

2. 変更の内容（適宜、別紙などを用いて記述してください。）

- (1) 変更前
- (2) 変更後

3. 変更理由

4. 連絡先

住所、担当者、電話、メール等

5. 関係書類

- (1) 第5条に係る書類

「産総研技術移転ベンチャー」称号付与状の写し、共同研究契約書（案でも可、但し、契約締結後に写しを提出すること）、受託研究契約書（案でも可、但し、契約締結後に写しを提出すること）、タスクフォースであることを判断できる書類

- (2) 上記以外で変更内容の確認ができる書類があれば、提出すること。

- (3) その他研究所（所内の場合は、運営責任者）が指定した書類

（利用期間を更新する場合は、これまでの研究成果と産学官連携共同研究施設や設備の利用状況、更新後に予想される研究成果、産学官連携共同研究施設や設備の利用状況、研究計画他の書類を作成すること。）

平成 年 月 日

産学官連携共同研究施設利用変更通知書

機関名

役職名、代表者名 殿

(所内の場合は、研究ユニット名、使用責任者名)

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長 ○○ ○○

平成 年 月 日付けで申請のあった産学官連携共同研究施設利用変更申請書の内容について、下記により（承認します）（不承認とします）。

記

（承認する場合）

1. 利用施設

- (1) センター名
- (2) 棟室番号

2. 変更内容

3. その他

- (1) 研究所の定める規程等を遵守すること。
- (2) 研究所の業務上、運営上の指示に従うこと。
- (3) 利用者は善良な管理者の注意義務をもって管理すること。
- (4) 利用内容に変更等が生じたときは、速やかに変更申請書等を提出すること。
- (5) 施設の返還は原状回復の上、利用期間満了日までに行うこと。ただし、研究所と別に定めた場合においては、この限りでない。
- (6) 何らかの事情により、研究所（所内の場合は、運営責任者）が産学官連携共同研究施設からの退去を求める場合は、研究所（所内の場合は、運営責任者）は退去日となる日の6ヶ月前までに利用者に知らせるものとする。
- (7) 疑義が生じた場合は協議すること。

（不承認とする場合）

1. 不承認とする理由

別紙様式第5

平成 年 月 日

産学官連携共同研究施設返還申請書

国立研究開発法人産業技術総合研究所  
理事長 ○○ ○○ 殿

申請者 機関名

役職名、代表者名 印

(所内の場合は、研究ユニット名、使用責任者名)

産学官連携共同研究施設利用要領第18条に基づき、下記により産学官連携共同研究施設の返還について申請します。

記

1. 利用期間満了前に返還する利用施設

- (1) 所在地
- (2) センターネーム
- (3) 棟室番号
- (4) 面積

2. 返還する利用施設の用途

3. 返還理由

4. 返還希望時期

平成 年 月 日

5. 連絡先

住所、担当者、電話、メール等

6. 注意事項

利用許可された期間の満了となる前に産学官連携共同研究施設を返還する場合に限り、この申請書を提出すること。

別紙様式第6

平成 年 月 日

産学官連携共同研究施設返還承認書

機関名

役職名、代表者名 殿

(所内の場合は、研究ユニット名、使用責任者名)

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長 ○○ ○○

平成 年 月 日付けで申請のあった産学官連携共同研究施設返還申請書の内容について、下記により承認します。

記

1. 利用期間終了前に返還する産学官連携共同研究施設

(1) センター名

(2) 棟室番号

2. 返還理由

3. 返還時期

平成 年 月 日

4. その他

(1) 研究所の定める規程等を遵守すること。

(2) 研究所の業務上、運営上の指示に従うこと。

(3) 産学官連携共同研究施設を改修したときは、原状回復のうえ、速やかに引き渡すこと。なお、原状回復費用は利用者が負担すること。